

1. 総論

- ✓ 「スポーツ」は、する／みる／ささえることを通じて人々が感じる「楽しさ」「喜び」に根源を持つ身体活動であり、心身の健全な発達、健康・体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心などの精神の涵養等、あらゆる「自発的な意思」に基づき行われるものとして捉えられる。
- ✓ スポーツの価値は、健康課題の顕在化、深刻化やコミュニティの弱体化、少子高齢化等の近年の社会課題への対応の一助となるものとしてもその重要性が認識されるが、特に、現行第2期計画期間中に起きた2つの大きな出来事で再確認された。一つは、①「新型コロナウイルス感染症の拡大」により、スポーツが失われ／制限されたことによって、もう一つは、②「東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催」を通じて、アスリートの活躍はもとより、競技を支えるスタッフやボランティアの献身的な姿などを目の当たりにし、世界中の人々が夢や感動／活力や勇気を感じたことによってである。
- ✓ このように、これまで経験したことがない厳しい環境下にあっても、「スポーツ自体が有する価値」と「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」は、かけがえのないものであることを改めて確認。特に、第3期計画下では、以下の3つの観点を重視した施策を展開。

- 第3期の新視点**
- ① 今後、スポーツの価値を高めるために、これまでの「する／みる／ささえる」に加え、状況に応じて既存の枠組み等を見直し・改善するとともに、新しい方法やルールを創出するなど、**スポーツを『つくる／はぐくむ』**といった視点も新たに求められること。
 - ② これまでのスポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組をさらに推し進め、**様々な立場・状況の人々が「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツを楽しめる社会の実現**を目指すこと。
 - ③ 性別、年齢、障害の有無、経済的事情等にかかわらず、**全ての人がスポーツにアクセスできる社会の実現**を目指すこと。

⇒ こうしたスポーツが持つ無限の可能性を發揮できるよう、
来年度以降、我が国のスポーツ推進の基本的な方向性／今後5年間の具体的な施策等を策定

2. 基本的な方向性

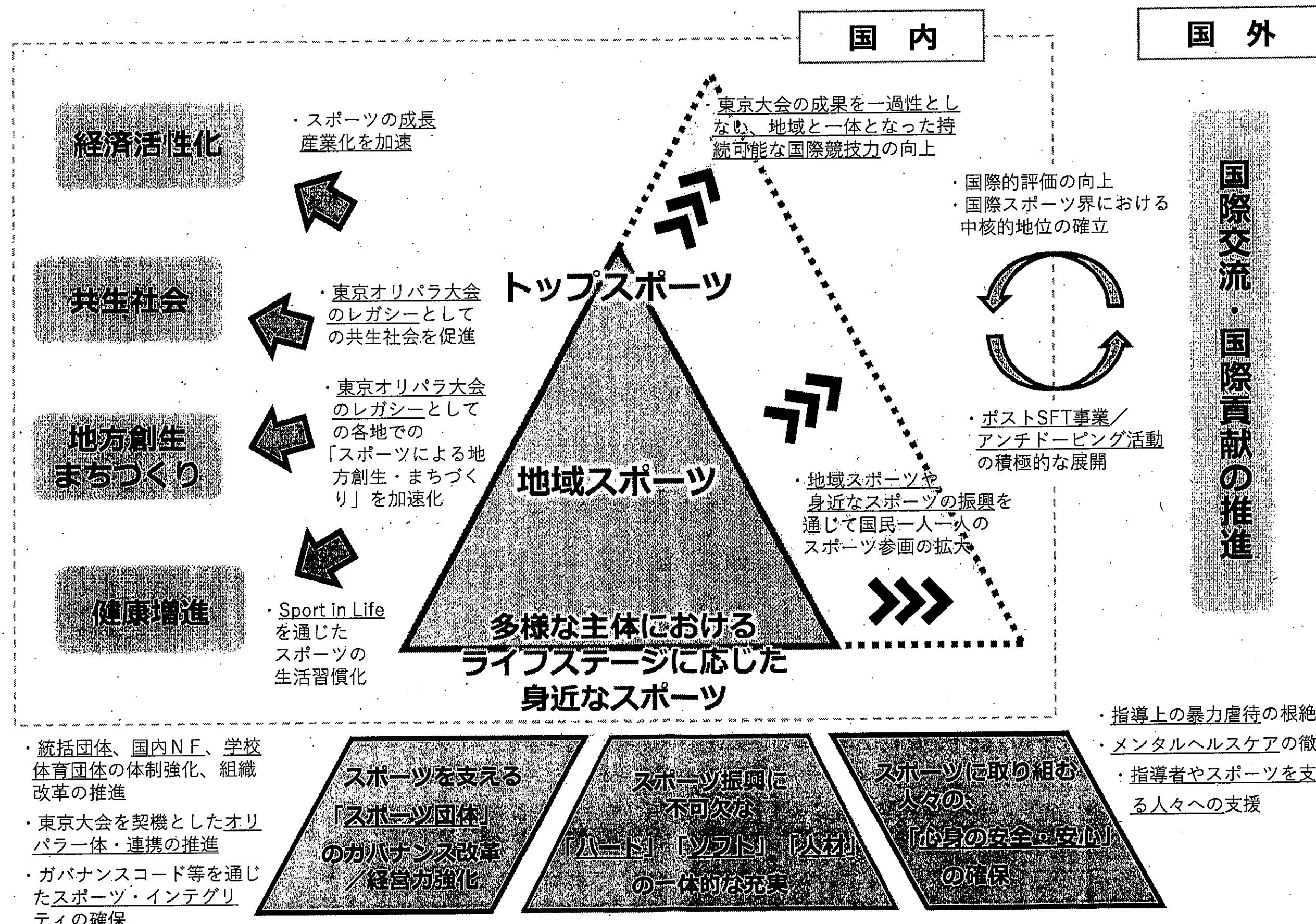
[ポイント1]

- 第2期基本計画で提示されている中長期的なスポーツ政策の基本方針である、(1) スポーツで「人生」が変わる！(2) スポーツで「社会」を変える！(3) スポーツで「世界」とつながる！(4) スポーツで「未来」を創る！の考え方は、第3期基本計画においても踏襲。
- そのうえで、第2期計画期間中において上記の(1)から(4)の基本方針に沿って進められた施策・取組の手立ての振り返りを踏まえ、また、第3期計画期間において、(1)から(4)の基本の方針に沿って施策・取組をさらに進めるための新たな手立て等を、社会情勢の変化等を踏まえて提示する。

[ポイント2]

- また、第3期基本計画では、これら4つの基本方針が真に実効性ある形で遂行されるよう担保することを目指し、
 - ① 数値を含む成果指標と各種施策との関係性を整理しその精緻化を図るなど、「ロジックモデル」を構築
 - ② 第3期計画3年目で、ロジックモデルに基づき、計画前半の取組状況を評価し、計画後半に向けた改善を図る仕組みを導入
⇒ 更に、第4期計画の議論に向けた準備にも活用

第3回東京オリンピック・パラリンピック開催にむける国別競技会の関係性（イメージ）



3. 今後5年間の具体的な施策

「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」をさらに発揮するための施策（基本的方向性①）

多様な主体におけるスポーツの機会創出

スポーツ界におけるDX推進

スポーツの国際交流・国際貢献

国際競技力の向上

など

「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」をさらに発揮するための施策（基本的方向性②）

健康増進

経済活性化

地方創生・まちづくり

など

上記施策を支える基盤的な施策

担い手となる「スポーツ団体」のガバナンス改革／経営力強化

スポーツ・インテグリティの一層の確保

スポーツ振興に不可欠なハード、ソフト、人材の一体的な充実

指導上の暴力虐待の根絶

アスリートのメンタルヘルスケアの徹底

など

第2期スポーツ基本計画のポイント



スポーツ庁

スポーツ基本計画… スポーツ基本法(2011(平成23)年公布・施行)に基づき、文部科学大臣が定める計画。第2期は2017(平成29)年度～2021(平成33)年度。

第1期基本計画



①

「する」「みる」
「さえる」

スポーツ参画人口
の拡大

スポーツ実施率(週1)
42% ⇒ 65%

スポーツをする時間を持ちたいと思う中学生
58% ⇒ 80%

スポーツに関わる人材の確保・育成

総合型地域スポーツクラブの中間支援組織を整備 47都道府県

学校施設やオープンスペースの有効活用

大学スポーツアドミニストレーターを配置 100大学
など

ポイント2
数値を含む成果指標を第1期計画に比べ大幅に増加(8⇒20)。

第2期基本計画

ポイント1

スポーツの価値を具現化し発信。
スポーツの枠を超えて異分野と積極的に連携・協働。

～スポーツが変える。未来を創る。 Enjoy Sports, Enjoy Life～

「人生」が変わる！ 「社会」を変える！ 「世界」とつながる！

スポーツで人生を健康で生き生きとしたものにできる。

共生社会、健康長寿社会の実現、経済・地域の活性化に貢献できる。

多様性を尊重する世界
持続可能で逆境に強い世界
クリーンでフェアな世界
に貢献できる。

「未来」を創る！

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を好機として、
スポーツで人々がつながる国民運動を展開し、
レガシーとして「一億総スポーツ社会」を実現する。

③ 国際競技力の向上

オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収められるよう支援

中長期の強化戦略に基づく支援
次世代アスリートの発掘・育成
スポーツ医・科学等による支援
ハイパフォーマンスセンター等の充実

④ クリーンでフェアなスポーツの推進

インテグリティ(誠実性・健全性・高潔性)を高める

コンプライアンスの徹底
スポーツ団体のガバナンス強化
ドーピング防止

②

スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

障害者のスポーツ実施率(週1)
19% ⇒ 40%

スポーツを通じた健康増進
女性の活躍促進

スポーツ市場規模の拡大
5.5兆円 ⇒ 15兆円 (2025年)

スポーツツーリズムの関連消費額
2,204億円 ⇒ 3,800億円

戦略的な国際展開
100か国以上1,000万人以上にスポーツで貢献
2020年東京大会等の円滑な開催

など

ポイント3

障害者スポーツの振興やスポーツの成長産業化など、スポーツ庁創設後の重点施策を盛り込む。